

(別紙様式2)

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 京都府
農業委員会名： 京丹波町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,420	237			1,660
経営耕地面積	913	110	80	30	1,023
遊休農地面積	9	3	3		12
農地台帳面積	1,527	316	316		1,843

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,708
自給的農家数	686
販売農家数	1,022
主業農家数	74
準主業農家数	120
副業的農家数	828

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,293
女性	620
40代以下	13

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	51
基本構想水準到達者	-
認定新規就農者	5
農業参入法人	0
集落営農経営	37
特定農業団体	2
集落営農組織	35

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 0 年 2 月 1 0 日

	選挙委員		選任委員				計	合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦		
農業委員数	24	24	1	1	1	3	6	30
認定農業者	-	1						1
女性	-		1			3	4	4
40代以下	-					1	1	1

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 3 年 2 月 1 0 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	-	3
認定農業者に準ずる者	-	2
女性	-	-
40代以下	-	1
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	22	22	22

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		1,660 ha	241.3 ha
課 題	貸出希望の多くは、中山間地域の小規模な農地と生産条件が悪いことから、借り手が現れず利用集積が容易でない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
250 ha	241.3 ha	1.9 ha	96.52%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定の期間満了時に、終了通知及び継続用の利用権設定用紙を送付して再設定率の向上につなげる。 ・利用権設定時の賃借料情報を1月発行予定の広報紙に掲載し、農業者等への周知を図る。 ・高齢化等で耕作放棄地になるリスクが高い農地や、既に町外に出た相続人が相続により取得した農地においては、事前に所有者の意向を把握し、斡旋に結びつけることで新たな担い手を確保し、集積面積を拡大させる。 ・京丹波町地域農業再生協議会と連携し、農業経営改善計画の作成支援やその達成に向けた経営改善に必要な情報提供、個別相談を行う。 ・新規の担い手には、就農計画書の作成支援、法人化の支援を行う。 ・京都丹波農地利用推進チーム会議により、持続可能な地域営農のためには、地域の農地や担い手について話し合うことの重要性を認識し、京力農場プランの作成について、地域への働きかけをさらに行う。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権再設定の手続き案内送付(随時) ・賃借料情報を広報紙等に掲載(1月) ・町地域農業再生協議会会議に出席、農業経営改善計画の作成支援や経営改善等について協議(5月) ・京力農場プラン(人・農地プラン)の作成・更新について、地域への働きかけ(7月～10月)

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	貸出希望の多くは、中山間地域の小規模な農地と生産条件が悪いことから、借り手が現れず目標を達成することができなかったが、引き続き活動を推進していく。
活動に対する評価	利用権再設定の手続き案内の送付は利用集積率の増加へ一定の効果があった。今後も耕作が難しくなった農地に対して、農業委員会と町部局が一体となって、新たな担い手への利用集積に結び付けたい。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	1経営体	2経営体	0経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.5ha	0.9ha	0ha
課題	有害鳥獣被害、畦畔管理重労働、米価の下落により、農業を営む担い手の確保が難		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成29年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	0経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1ha	0ha	0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農業再生協議会と連携し、制度の周知や普及に努めるとともに、新規参入者の掘り起こし活動を行う。
活動実績	通年、農業委員へ就農に関する相談があった際には、制度の説明を行い新規就農への促進に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	近年の状況から、参入目標1経営体と最少としたが、実績には繋がらなかった。
活動に対する評価	相談者には、丁寧な説明を行っており、今後も町農林部局と連携して参入促進に努める

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,843 ha	12.0 ha	0.65%
課 題	中山間地域での農家離れ、遊休農地が増加傾向にある。農地所有者への指導、支援・斡旋等が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
2.6 ha	7.0 ha	269.20%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		30人	7月～9月	10月～11月
調査方法		担当地区別に地元農業委員が該当地を巡回して一筆ずつ目視で行う。調査票には農地の状態(見た目や周囲の状況等)と耕作放棄による程度を記す。			
農地の利用意向調査		調査実施時期:11月～12月			
その他の活動	農業委員による日常的なパトロールで遊休農地への指導を行う。				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		30人	7月～9月	10月～2月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	12月～1月	調査結果取りまとめ時期	1月～3月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	128筆	調査数:	筆
	調査面積:	11.6 ha	調査面積:	ha	
その他の活動	農業委員による日常的なパトロールで遊休農地への指導を行う。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	適正に活動ができた。
活動に対する評価	各農業委員の活動により遊休農地の解消は進んでいるが、更なる解消に向けて権利移動促進や行政支援対策の働きかけをする必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,843 ha	0 ha
課 題	現代のところ違反転用は発生していないが、農業委員会の委員のみでは、早期発見に限界があり、府の行政組織とも連携を図り、一体となった取り組みが必要である。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度実績

実 績①	増減(B-①)
0 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・無断・違反転用を確認した場合には、速やかに府と連携して是正指導を行う。 ・農業委員会の広報紙に農地法遵守の徹底を掲載し、農地所有者の意識を高める。
活動実績	農業委員会広報紙に、農地法手続き(届出)や転用に関する記事を掲載することにより、農地法の周知を図り、法令遵守の意識を高めることができた。
活動に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・各農業委員が委員としての意識を持ち、担当地区の農地情報の把握にも務めた。 ・広報誌等を利用して、農地法の周知に努められた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 113件、うち許可 113件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による事前審査後(要件等の確認)、地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地調査を行い、意見書を作成、提出する。また、必要に応じて譲受人の現地調査立会いや面談を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令及び審査基準に基づき審議を行っている。また、担当委員からの意見書により従事者の状況や労働力等の説明を行っている。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	113件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録において閲覧可能である。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	28日
	是正措置	—			

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 27件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農地転用については、事務局による事前審査後(要件等の確認)、地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地の確認を行うとともに、農業委員会調査委員(当番制)と事務局にて纏めの現地調査を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局による概要説明、現地調査担当委員による調査結果の報告、地元委員に意見等を求める形式で実施し、許可基準に基づき総合的に判断を行い、許可相当か否かを決定する。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録において閲覧可能である。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	28日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	12法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	9法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	3法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	3法人
	提出しなかった理由	事務失念及び遅れ
	対応方針	督促状の送付(事務徹底指導)
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0法人
	対応状況	特になし

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 35 件 公表時期 平成30年1月 情報の提供方法:広報誌に掲載。
	是正措置	町ホームページでの公表
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 331 件 取りまとめ時期 平成30年3月 情報の提供方法:議事録の公表
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 ha
		データ更新:農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他解約届・相続等の届出情報は随時更新している。また、住民基本台帳及び固定資産税台帳の情報は毎年1回データ更新している。
	公表:窓口にて閲覧	
是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉 特になし
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉 特になし

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

事務局窓口にて常備し、希望者に対し閲覧をしている。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1件

提出先及び提出した意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先:町長 ・直接支払交付金の廃止は、農家経営に直接的な打撃を与え、耕作放棄地などに一層拍車をかけるため町独自の施策を実施されたい。 ・サル、シカ、イノシシ等の駆除・防除対策を抜本的に強化するため、有害鳥獣対策室を設けること。 ・京力農場プラン(人・農地プラン)推進のため、専任担当者を配置し、農家組合長、区長を含めた推進チームを編成して、プラン作成に積極的に取り組むこと。 ・高齢化と担い手不足により畦畔の草刈作業が困難になっており、特に法面对策は急務になっており、カバープランツなど町としても各関係機関と協力して積極的に取り組まされたい等
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している